

資料 3

主な支援策一覧

1 子育て・生活支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 ひとり親家庭等 日常生活支援事業	<p>修学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する</p> <p>○子育て支援 ・家庭生活支援員の居宅等において保育サービス等を行う ・時間外、休日、夜間、宿泊も対象</p> <p>○生活援助 ・被生活援助者の居宅における「乳幼児の保育」「食事の世話」「住居の掃除」「生活必需品等の買物」等を行う。 ・時間外、休日、夜間も対象</p>	市町村 県	○	○	○
【ひ】 ひとり親家庭等 生活向上事業	<p>■生活支援講習会等事業 ・児童のしつけ・育児、養育費の取得手続、健康づくり等に関する生活支援講習会の開催等</p>	市町村 県	○	○	○
【ひ】 母子生活支援施設	母子生活支援施設は、母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合、母と児童をともに入所させ自立促進のためにその生活を支援することを目的とした施設	県 市 社会福祉法人 等	○		
子育て短期支援 事業	<p>○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者が疾病、疲労等又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由等の場合に児童養護施設等において養育・保護を行う</p> <p>○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合等において、児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う</p>	市町村	○	○	
ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	市町村	○	○	
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	市町村	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	市町村	○	○	
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業	市町村	○	○	
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情把握や妊娠・出産・子育てに関する各種の相談支援等、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。	市町村	○	○	
乳児家庭全戸訪問事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	市町村	○	○	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	市町村	○	○	
児童家庭支援センター	地域における児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、保護を必要とする子供や家族に、児童相談所等の関係機関、福祉サービス等との連携・連絡調整を図り、保護を行うなどの相談・支援を総合的に行う	県 市町村 社会福祉法人等	○	○	○
県営住宅の入居抽選における特枠世帯への優遇制度	県営住宅の入居に関する抽選について、母子及び父子世帯等を、特枠世帯の一つとして一般世帯よりも当選確率が高くなるよう配慮する。	県	○	○	○

2 子どもの生活・学習支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 ひとり親家庭等 生活向上事業	<p>■子どもの生活・学習支援事業</p> <p>ひとり親家庭の子どもに対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、子どもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。</p>	市町村 県	○	○	
生活困窮者自立 支援制度	<p>■生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業</p> <p>生活に困窮する世帯で暮らす子どもを対象として、学習の支援や居場所の提供などを行う。</p>	市 県	○	○	
放課後児童クラ ブ（放課後児童 健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	市町村	○	○	
放課後子供教室	子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童に対して学習や体験、地域住民との交流活動などを提供する。	市町村	○	○	
家庭教育支援チ ーム	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、地域の居場所づくりや保護者の学びの場の提供等を行う。	市町村	○	○	○

3 就業支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
生活保護受給者等就労自立促進事業	<p>地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、生活困窮者の就労による自立を促進する。</p> <p>○支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルティング ・就業準備プログラム（職場体験講習等） ・トライアル雇用の活用 ・公共職業訓練、求職者支援訓練等による能力開発 ・生保受給者等向け求人の開拓 <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者及びその申請段階にある者（他に、生活保護受給者、住居確保給付金受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者、自立相談支援事業の対象者（生活困窮者）等を含め広く生活困窮者が対象） 	国 県 市	○	○	
【ひ】 母子家庭等就業・自立支援センター事業	<p>■就業支援事業</p> <p>就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適正、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供等を行う。</p>	市 県	○	○	○
	<p>■就業支援講習会等事業</p> <p>地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を取得するための就業支援講習会等を開催する。</p>	市 町 村 県	○	○	○
【ひ】 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	<p>■自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>ひとり親が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。</p> <p>○一般教育訓練給付金又は指定一般教育訓練給付金の指定講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象教育訓練の受講のために支援対象者が支払った費用の60%に相当する額を支給（上限20万円）（ただし、一般教育訓練給付金又は指定一般教育訓練給付金を受けることができる場合は、当該給付金を受給した上での差額を支給） <p>○専門実践教育訓練給付金の指定講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象教育訓練の受講のために支援対象者が支払った費用の60%に相当する額を支給（上限修学年数に20万円を乗じた額（ただし80万円以内））（ただし、専門実践教育訓練給付金を受けることができる場合は、当該給付金を受給した上での差額を支給） <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者等 	市 県	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
	<p>■高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ひとり親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給する。</p> <p>○高等職業訓練促進給付金 所得により月額 100,000円又は70,500円 (養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月は上記の月額に4万円を増額して支給)</p> <p>○高等職業訓練修了支援給付金 所得により 50,000円又は25,000円</p> <p><対象資格></p> <ul style="list-style-type: none"> 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの (例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士 <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者等 	市県	○	○	
【ひ】 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	<p>修学を容易にし、ひとり親の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行う。</p> <p>○貸付金の種類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学準備金 貸付限度額500,000円 就職準備金 貸付限度額200,000円 <p>※養成機関を終了し、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県等の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事する等の一定の要件を満たせば返済が免除となる</p>	政令市県	○	○	
【ひ】 母子・父子自立支援プログラム策定等事業	<p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給者等(生活保護受給者は対象外) 	市県	○	○	
求職者支援制度	<p>特定求職者がハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金を支給する。</p> <p>○職業訓練受講給付金</p> <p>職業訓練受講手当 月額10万円</p> <p>通所手当 通所経路に応じた所定額</p> <p>寄宿手当 月額10,700円</p> <p><特定求職者(対象者)></p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた者等 	国	○	○	○

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
離職者等再就職訓練	<p>離職者等の就職を促進するため、職業能力の開発を必要とする求職者に、専修学校等の民間教育訓練機関に委託し多様な職業訓練を実施する。</p> <p>※母子家庭の母等が優先される託児付き職業訓練もあり。</p> <p>＜対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望し、ハローワークに求職の申込みを行っている者 ・公共職業安定所長の受講指示等が得られる者 	県	○	○	○
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	<p>高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する。</p> <p>＜対象労働者＞</p> <p>以下の者で、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父(児童扶養手当受給者に限る) ・障害者 ・その他 	国	○	○	○
トライアル雇用助成金	<p>職場経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用へのきっかけとする。</p> <p>＜対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職している期間が1年を超えている人。 ・妊娠・出産・育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている。 ・就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する(母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等) 	国	○	○	
キャリアアップ助成金	<p>非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する。</p> <p>ア 正社員化コース イ 賃金規定等改定コース ウ 健康診断制度コース エ 賃金規定等共通化コース オ 諸手当制度共通化コース カ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース キ 短時間労働者労働時間延長コース</p> <p>※アは、対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、加算あり</p>	国	○	○	○
両立支援等助成金	<p>従業員の職業生活と家庭生活を両立できる“職場環境づくり”のために、制度を導入し、制度の利用を促進した事業主等に対して支給する。</p> <p>ア 出生時両立支援コース イ 介護離職防止支援コース ウ 育児休業等支援コース エ 再雇用者評価処遇コース</p>	国	○	○	○

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
教育訓練給付金 ／教育訓練支援給付金	<p>雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった者（離職者）が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する。</p> <p>○一般教育訓練給付 ・教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）</p> <p>○特定一般教育訓練給付 ・教育訓練経費の40%に相当する額（上限20万円）</p> <p>○専門実践教育訓練給付／教育訓練支援給付金 ・受講中は教育訓練経費の50%に相当する額（ただし、3年間受講した場合の上限120万円） ・修了後1年以内に被保険者に雇用された場合は教育訓練経費の70%に相当する額（ただし、3年間受講した場合の上限168万円で、受講中に支給された金額があれば差額支給）</p> <p><対象講座> ア 看護師、介護福祉士、保育士等、専門的職業に就業するための教育訓練 イ 専門学校の職業実践専門課程等（訓練期間2年） ウ 専門職大学院（訓練期間2～3年）等</p> <p>教育訓練支援給付金 ・専門実践教育訓練受講開始時に45歳未満で離職している場合等に、雇用保険の基本手当の日額の80%を支給</p> <p>※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給対象者となるか、支給金額がいくら等の詳細については、ハローワーク等にご確認ください</p>	国	○	○	○

4 養育費の確保支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 母子家庭等就業・自立支援センター事業	<p>■養育費等支援事業</p> <p>母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士等の養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための相談や情報提供等を実施する。</p>	県市	○	○	
【ひ】 母子家庭等就業・自立支援センター事業	<p>■面会交流支援事業</p> <p>別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね15歳未満の子との面会を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親 ・両親が児童扶養手当の支給を受けているか、支給を受けている者と同様の所得水準にあること等の所得制限がある 	県政令市中核市	○	○	

5 経済的支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 児童扶養手当	<p>離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>・手当月額（H31.4～） 全部支給 42,910円／一部支給 42,900円～10,120円 加算額 10,140円～5,070円を加算（2人目） 6,080円～3,040円を加算 （3人目以降1人につき）</p> <p>※所得制限あり <支給対象者> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児は20歳未満）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）</p>	国県市	○	○	
児童手当制度	<p>子どもが中学校終了まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童一人につき15,000円または10,000円を支給する制度。ただし、所得制限限度額以上の所得がある人には特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給。</p>	市町村	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する。 ＜貸付金の種類＞ 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 ＜利子＞ ・無利子又は年利1%	県 政令市 中核市	○	○	○
【ひ】 ひとり親家庭等医療費等助成事業	18歳の年度末の児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（父母のいない児童を含む）が保険医療給付を受けた場合、自己負担額から一部本人負担額を控除した額を助成する。 ＜所得制限＞ 児童扶養手当の一部支給所得制限限度額	市町村	○	○	
子ども医療費助成事業	子どもの医療費について、一定の条件のもとに助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	市町村	○	○	
千葉県高等学校等奨学のための給付金事業	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。	県	○	○	
千葉県私立高等学校等授業料減免事業	私立の高等学校及び専修学校高等課程の生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。	県	○	○	
千葉県私立高等学校入学金軽減事業	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合に、補助する。	県	○	○	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等または幼稚園における副食費に要する費用を助成する。	市町村	○	○	
千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により就学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。	県	○	○	
水道料金の一部免除制度	水道料金の一部免除制度。 (実施は千葉県企業局や水道事業者となり、実施の有無は水道事業者ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。)	県 水道事業者	○	○	○

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
JR 定期券の割引	生活保護または児童扶養手当を受給している世帯に属する者が、JR 東日本の通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となる割引制度。	JR 東日本	○	○	
少額貯蓄非課税制度	遺族基礎年金や児童扶養手当等の年金や手当を受給者の預貯金（元本350万円まで）の利子が非課税とする制度。（実施は金融機関となるので、詳細は直接お問い合わせください。）	金融機関	○		○

6 支援体制の充実

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 母子・父子自立 支援員の設置	ひとり親家庭等への相談に応じ、日常生活から就業まで幅広い支援を行う。経済的に自立に向けては、きめ細やかな家計指導等を行う。	県市	○	○	○
【ひ】 母子・父子福祉 団体等への支援	実施事業への助成等を行う。	県	○	○	○
【ひ】ひとり親 家庭等生活向上 事業	■ひとり親家庭情報交換事業 ひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図る。	県市町村	○	○	
民生委員・児童 委員	民生委員は、地域の実情や世帯の状況を把握し、地域で援助を必要とする人の相談に応じることや、必要な情報提供を行うことを通じて支援を行う。 児童委員は、民生委員が兼ねることとされており、地域の子どもたちが安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安等の相談・援助等を行う。	市町村	○	○	○
中核地域生活支 援センター事業	制度の狭間にある人、複合的な課題を抱えた人、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた人及び広域的な調整が必要な人等、地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止めて、相談支援を行う。 市町村をはじめとする公的機関、福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関、当事者グループなどの関係者や、関係機関を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また、個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関や関係者と問題意識を共有するとともに、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。	県	○	○	○
地域福祉フォー ラム設置支援事 業	当事者、民生委員・児童委員、ボランティア団体（ボランティア連絡協議会）、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療・福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校等、その他の福祉分野に限らない様々な地域福祉の担い手が分野横断的なネットワークを構成し、県域や市町村域などの各区域における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援する組織（「地域福祉フォーラム」）の設置を支援する。	県	○	○	○

【ひ】…ひとり親家庭等向けの支援策を指す。